

遊漁規則一部改正新旧対照条文(傍線の部分は改正部分)和内共第2号

| 改正後 | 現 行 | | | | | | | | | | |
|---|------------------|--|---------------------------|--|-------------|----|-------|--|---------|--------|--|
| <p>(遊漁の承認および遊漁料の納付義務) 第2条 略 2 前項の規定による申請は、竿釣又は甲、乙、丙網による遊漁の場合には口頭又は電子申請で、カニ籠の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した別記様式第1号のモクズガニ遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。</p> <p>3、4 略</p> <p><u>(遊漁料の額及び納付方法)</u> 第7条 略 2 遊漁料の納付は次に掲げる場所若しくは組合の指定する場所又は方法においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。または、モクズガニの遊漁料の納付については、紀ノ川漁業協同組合の事務所のみとする。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(遊漁承認に関する事項) 第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第2号 <u>1又は2</u>による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。<u>(電子交付を含む。)</u></p> <p>2 略</p> <p>(遊漁に際し守るべき事項) 第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。<u>ただし、遊漁承認証の電子交付を受けた遊漁者にあつては、遊漁する場合には、遊漁承認証の電子データを携帯し、漁場監視員の要求があった時は、遊漁承認証を表示したスマートフォン等の画面を提示することができる。</u></p> <p>2、3 略</p> <p>別記様式第2号 <u>1(電子申請以外の場合)</u> 略</p> <p><u>別記様式第2号-2(電子申請の場合)</u> 表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><u>紀ノ川漁業協同組合</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><u>紀ノ川漁協(年券・日券の別 魚種名)</u></td> </tr> <tr> <td style="width: 60%;"><u>有効期限</u></td> <td style="text-align: center;">写真</td> </tr> <tr> <td>____年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>____月 日</td> <td style="text-align: center;">(年券のみ)</td> </tr> </table> | <u>紀ノ川漁業協同組合</u> | | <u>紀ノ川漁協(年券・日券の別 魚種名)</u> | | <u>有効期限</u> | 写真 | ____年 | | ____月 日 | (年券のみ) | <p>(遊漁の承認および遊漁料の納付義務) 第2条 略 2 前項の規定による申請は、竿釣又は甲、乙、丙網による遊漁の場合には口頭で、カニ籠の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した別記様式第1号のモクズガニ遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。</p> <p>3、4 略</p> <p>第7条 略 2 遊漁料の納付は次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。または、モクズガニの遊漁料の納付については、紀ノ川漁業協同組合の事務所のみとする。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(遊漁承認に関する事項) 第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第2号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(遊漁に際し守るべき事項) 第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>2、3 略</p> <p>別記様式第2号 略</p> <p><u>新設</u></p> |
| <u>紀ノ川漁業協同組合</u> | | | | | | | | | | | |
| <u>紀ノ川漁協(年券・日券の別 魚種名)</u> | | | | | | | | | | | |
| <u>有効期限</u> | 写真 | | | | | | | | | | |
| ____年 | | | | | | | | | | | |
| ____月 日 | (年券のみ) | | | | | | | | | | |

裏

注 意

1. この遊漁承認証を他人に貸与してはならない。
2. この遊漁承認証は万一紛失しても再発行はしないものとする。
3. 漁場監視員の要求があれば直ちに提示しなければならない。
4. 遊漁者は遊漁に際しては相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
5. 遊漁者が遊漁に際しては必ず遊漁承認証を携帯せねばならない。